

塩竈市立小中学校使用済み学習者用端末等の売却（単価契約）仕様書

1. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA 端末」という。）には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されている可能性があることから、それを適切に処分する必要性が極めて高い。また、国内での金属資源枯渇リスクが顕在する中で、レアメタル等有用な金属が含まれる GIGA 端末については、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者等による適切な処分が求められている。このような背景から、文部科学省・経済産業省・環境省では使用済み端末の適切な処分方法（令和 5 年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

2. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 受託条件

- ① 契約の相手方は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、宮城県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、契約時には認定を受けていることを証明する書類を提出すること。
- ② GIGA 端末が情報機器である性質を踏まえ、契約の相手方が 4. 売り払いの条件に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（令和 6 年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを十分に有していること。なお、契約時には前年度の処分実績を示す書類を提出すること。

4. 売り払いの条件

- ① 契約の相手方は、塩竈市の小中学校で使用していた GIGA 端末等を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度によるもの。）において認定を受けた契約の相手方の再資源化事業計画に従い、回収した GIGA 端末等を再使用・再資源化する。
- ② GIGA 端末に含まれるデータの消去を、「9. 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。

- ③ 端末の残存価値を踏まえ有償売却を行うにあたり、回収に必要な車両・運搬や作業経費等を踏まえ、1 台当たりの買取金額を算出すること。

5. 引き渡し時期

令和 8 年 4 月頃

6. 引渡し対象品

- ① GIGA 端末本体 iPad 第 7 世代（学習者用コンピュータ・指導者用コンピュータを含む。）
- ② GIGA 端末の付属品（AC アダプタ・マウス・キーボード・タッチペン等）
※売却対象は GIGA 端末本体のみ
※故障や画面割れ等、再使用が難しい端末は全数の 5%以内を想定

7. 予定数量・引渡し場所等

原則、別紙 1 に記載の内容とするが、契約締結後、塩竈市と契約の相手方との協議により引き渡し場所等を変更することも可能とする。

8. 引渡しの方法

- ① 契約の相手方からの代金の納入を塩竈市が確認した後、対象品の引渡しを行う。
- ② 塩竈市および契約の相手方は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。契約の相手方は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。

9. 処分方法

契約の相手方は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- ① 「小型家電リサイクル法」を遵守し、契約の相手方が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- ② GIGA 端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。

- ③ 処分（再使用・再資源化）にあたっては、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により上書き消去方式等が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は2mmを目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- ④ データ消去完了後は、原則として端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、塩竈市が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を 5 年間保管し、塩竈市の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。なお、契約締結後、塩竈市と契約の相手方との協議によりデータ消去証明書については、すべての端末のデータ消去を証明する内容のものであれば、簡易証明書等に変更することも可能とする。
- ⑤ GIGA スクール端末を再使用する場合は、塩竈市が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

10. 処分方法の確認

契約の相手方より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに再資源化を行う場合は引渡し品が再資源化された旨を報告するものとする。

11. 支払方法

- ① 本契約は、「6. 引渡し対象品」の端末本体 1 台あたりの単価契約とし、本業務の履行期間の末日までに数量および金額を塩竈市と契約の相手方との協議の上で確定し、契約の相手方は契約単価に確定数量を乗じて得た金額を塩竈市へ納入すること。
- ② 代金の納入は、塩竈市が発行する納入通知書により、発行日から 15 日以内に納入すること。
- ③ 代金納入後に塩竈市と協議の上、数量が増えた場合、契約の相手方は契約単価に増分の数量を乗じて得た金額を塩竈市が発行する納入通知書により、発行日から 15 日以内に納入することとし、数量が減った場合、塩竈市は単価契約に減分の数量を乗じて得た金額を契約の相手方の指定口座に令和 9 年 3 月 31 日までに支払うものとする。

1 2. 協議事項

塩竈市の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に塩竈市と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、塩竈市の担当職員と協議しその指示に従うこと。

1 3. 留意事項

(1) 損害賠償

業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、塩竈市の責に帰すべきものを除き、全て契約の相手方の責任において処理すること。

(2) その他

- ① 契約の相手方は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ② 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、契約の相手方は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- ③ 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は塩竈市と契約の相手方協議の上で最終確定するものとする。
- ④ 契約の相手方は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに塩竈市へ当該事由の内容及び塩竈市が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- ⑤ 契約の相手方の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、塩竈市は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

(別紙1) 予定数量・引渡し場所

No.	納入場所	所在地	電話番号	数量
1	第一小学校	塩竈市泉ヶ岡1-1	022-362-2011	234
2	第二小学校	塩竈市小松崎10-1	022-362-2221	442
3	第三小学校	塩竈市花立町15-1	022-362-2323	422
4	月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘2-1	022-362-2441	461
5	杉の入小学校	塩竈市杉の入一丁目19-1	022-364-9440	519
6	玉川小学校	塩竈市玉川二丁目9-1	022-364-9441	374
7	第一中学校	塩竈市みのが丘3-1	022-362-1321	304
8	第二中学校	塩竈市楓町二丁目10-1	022-362-1431	346
9	第三中学校	多賀城市笠神二丁目1-1	022-362-0969	212
10	玉川中学校	塩竈市権現堂19-1	022-362-1631	385
11	浦戸小学校(中学校)	塩竈市浦戸野々島字馬越8	022-369-2412	63
12	塩竈市教育委員会	塩竈市本町1-1	022-362-7744	40
計				3,802

なお、予定数量と回収後の数量が異なる場合は、受託者の拠点で確認できた実数を正として扱うものとする。